

令和３年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

このたびの大綱では、「令和３年度評価替えに伴い固定資産税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置」が講じられることとなりました。指定都市市長会は、固定資産税は市町村の財政を支える重要な基幹税目であるため、新たな負担軽減措置の創設等を行わないよう、要望してきました。コロナ禍における今回の措置はやむを得ないものだと考えますが、今後も指定都市が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や地域経済の活性化など、多岐にわたる課題に責任を持って対応していけるよう、引き続き国に対して、財政支援の更なる充実を求めてまいります。

また、「地方税務手続のデジタル化の推進」として、「個人住民税の特別徴収税額通知の電子化」などを進めていくことが示されました。これらの対応は、指定都市市長会が求めてきた、行政のデジタル化による住民サービスの向上や、行政の効率化の実現につながるものです。国と地方が連携し、行政のデジタル化を加速させるために、国には、指定都市をはじめ地方自治体の意見を十分に反映し、財政措置を含め、必要な支援をいただくようお願いします。

日本経済の再生と地方創生に向けて、圏域の中核都市である指定都市がその役割をしっかりと果たせるよう、今後も、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化を求めてまいります。

令和２年１２月１０日
指定都市市長会会長
林 文子